

聴覚障がいまたはその疑いがあるとわかった時の対応等について

【市町名：四條畷市】

18歳未満の場合	18歳以上の場合
<p><かかわりのきっかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者からの相談 <ul style="list-style-type: none"> ・出生時に、ABR（聴性脳幹反応）検査等を受けて、聴覚障がいかもしれないといわれた。 ・音に対する反応が弱い。 ○乳幼児相談・保健師等の訪問・教室 <ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問 ○健診 <ul style="list-style-type: none"> ・1か月健診、4か月健診、後期健診、1歳半健診、3歳半健診 ○身体障がい手帳等の申請 ○障がい児福祉サービスの申請 	<p><かかわりのきっかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談 ○身体障がい者手帳申請 ○障がい福祉サービスの申請
<p><支援等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談 ○必要な支援機関やサービスにつなぐ <ul style="list-style-type: none"> ・経過観察健診、医療機関紹介 ・<u>ぴよんぴよん教室</u>等紹介 ・補装具、日常生活用具等の障がい福祉サービス紹介 ○障がい福祉サービスの利用 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具 ・補装具 ・大阪府難聴児補聴器交付事業 ・四條畷市難聴児補聴器購入等助成事業 ・児童発達支援、放課後等デイサービス利用 ○聴覚障がい児親の会 ○聴覚障がい児のつどい ○聴覚支援学校 ○就学時相談 	<p><支援等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談 ○必要な支援機関やサービスにつなぐ ○市役所設置手話通訳士による相談 ○障がい福祉サービスの利用 <ul style="list-style-type: none"> ・補装具 ・日常生活用具給付事業 ・自立支援給付（就労継続支援B型等） ・地域交流会 ・手話通訳者派遣事業 ・緊急時手話通訳者派遣事業 ○手話講習会 ○地域交流会 ○障がい者相談支援センターのサロン ○身体障がい者福祉会ろうあ部会 ○ピアカウンセラー ○ジョブコーチ（府） ○聴覚障がい者ワークライフ支援ワーカー（府）

<p><養成> ○<u>手話講習会（奉仕員養成講座・上級講座・ステップアップ研修）</u></p>	<p><養成> ○<u>手話講習会（奉仕員養成講座・上級講座・ステップアップ研修）</u> ○<u>職員研修</u></p>
<p><相談窓口> ・保健センター ・保健所 ・医療機関 ・障がい福祉課 ・障がい者相談支援センター ・児童発達支援センター ・聴覚障がい児親の会 ・障がい者相談 ・ピアカウンセラーセンター（基幹相談センター）</p>	<p><相談窓口> ・医療機関 ・障がい福祉課 ・障がい者相談支援センター ・身体障がい者福社会ろうあ部会 ・障がい者相談 ・ピアカウンセラーセンター（基幹相談センター） ・地域包括支援センター ・介護支援専門員 ・ジョブコーチ（府） ・大阪ろうあ会館</p>